**令和６年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会要旨**

日　時　　　　令和６年11月29日（金）　午後２時30分から午後４時まで

場　所 　　　大阪赤十字会館302会議室

出席委員　　　水野 一郎、村上 亨、川喜多 由博、細見 三英子、宮前　博一、土本 昇、

北出 守、岩﨑 富巳子、松永 律、中谷 紀久雄（敬称略、名簿順）

　※審議会規則第４条第3項において、本審議会の開催には委員の2分の１以上の出席が必要であり、13名中10名が出席であることを確認し、開会

１　開会

挨拶、委員の紹介

　水野会長に知事の諮問書（入浴料金の改定の要否並びにその必要がある場合の改定額）を手交

２　議事

大阪府公衆浴場基礎調査結果の報告

＜事務局＞

資料１「令和５年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」について説明

　委員からの質問・意見なし

入浴料金算定にかかる標準公衆浴場の選定

＜事務局＞

「経営状況調査の対象となる標準公衆浴場選定」の審議にあたり、資料１ P10の利用者数階層別、使用燃料別分布（上水道・青色申告）を説明

前回は上水道・青色申告施設188施設のうち、統計処理上20%を標準公衆浴場として選定し、分布に応じて個人経営27施設、法人経営11施設の合計38施設を抽出したこと、今回、同様に20％抽出すると、全体123施設のうち、個人経営17施設、法人経営８施設の合計25施設を抽出することになることを説明

委員の主な発言

＜松永委員＞

全体の施設数も減っているので、全施設を対象としていただきたい。

＜宮前委員＞

施設数も123しかなく、そこから20%となると正確な数値が把握できるかわからないので、全施設でお願いしたい。

施設数が減少していることもあり、有効回答123施設すべてを対象として経営分析を行うことで委員了承

＜事務局＞

今回の調査項目について、前回の審議会での調査票と同様、確定申告書の記載項目に合わせていることを説明

委員の主な発言

＜川喜多委員＞

前回と同じなのであれば、転記ミスも少ないと思われ、この調査結果をもとに分析してよいのではないか。

本調査結果をもとに経営状況を分析することで委員了承

今後の審議会の進め方

＜事務局＞

資料２ P８により、昨年の審議会では個人事業主人件費245万円、建物再調達費として建物帳簿価格の５％を、資本報酬として事業資本金の10％を加味して算定したことを説明

委員の主な発言

＜宮前委員＞

前回、前々回と同様、個人事業主人件費を加算してほしい。最低賃金か法人代表者人件費のどちらにするかは審議願いたい。

＜村上委員＞

個人事業主人件費はどういった根拠で算定するかは難しいが　昨年の審議会の算定については考え方としては妥当だと思う。ただし、法人事業主分人件費や、建物帳簿価格や賃金上昇率は年によって変動するため、加算額については、令和５年調査の実績値や最新の統計をもとに、検討したうえで決定する必要があると思う。

個人事業主人件費及び再投資費用について、令和５年の調査結果をもとに額を検討し、　経費に加味することで委員了承

＜事務局＞

資料２ P10により、「近年のA重油、ガス、電気料金の推移」について説明

委員の主な発言

<細見委員>

昨年予想したより高く、緩和対策がなければ大幅に増えている。今後の見通しは誰に聞けばいいのか。

＜宮前委員＞

細見委員の言うとおり実際ははるかに燃料価格が上がっている。今回の調査の際に各浴場に事前に了承を得て、浴場組合においてもデータを入手し、前回推定額と比較できる資料を作成した。この資料を提出するので、令和5年推定額と実績額の乖離についても分析いただき、その分析結果を踏まえ、今後審議いただきたい。人件費・光熱費以外の経費について、大阪市消費者物価指数に乗じた推定では再び乖離が生じるのではないかと懸念される。

＜水野会長＞

資料を提出いただいて検討したい。将来予測は非常に難しいが、現場の意見も貴重である。

＜細見委員＞

事業者に聞きたいが、資料１ P７で年間収入の増収が41％あるがどのような状況か。

＜宮前委員＞

推測だが大きな設備投資をすると利用者が増えるが、営業者が高齢化していると大きな設備投資ができない。これだけではわからない。

＜土本委員＞

近くの店は廃業した。２軒で受けていた利用者が１軒で受けることとなったため３割くらい収入が増えた。組合員も年間20～30件廃業している。廃業した店の近くの店舗は増収となるのではないか。

＜村上委員＞

調査の際に増収・減収の要因を併せて調査いただければ明確になるのではないか。

＜細見委員＞

人件費245万円を加算して積算した効果を知りたい。

＜宮前委員＞

加算されないと商売として成り立たない。

＜水野会長＞

料金が上がることにより経営が成り立たなくなる浴場もあるので、消費者との兼ね合いも含め検討が必要。

＜松永委員＞

消費者としては、この物価上昇はやっていけるかどうか。統制額改定の後、天王寺区で公衆浴場が一つ廃業した。読売新聞が銭湯難民の取材に来られた。高齢者はひとりで自宅の風呂を使う不安や、位置が高いなど設計上の問題がある。銭湯難民という言葉をきいて、大変な社会的な問題であると思った。営業者と利用者の痛みわけの解決はよくない。

＜宮前委員＞

家の風呂で亡くなる方は交通事故より多いと聞いている。事故があったときに備え公衆浴場に来る。東京都において、計算上は600円となったが550円となった。それは補助金があるから可能である。大阪府に補助金を求めるための発言ではない。

＜水野会長＞

水道料金の値上げもあり、自宅の風呂よりは銭湯にいったほうがといった話もある。

＜細見委員＞

これからの入浴料金、銭湯のあり方はどうなればいいのか。持続可能な銭湯、これからの銭湯ビジネスを考えるのも一つの道では。

＜水野会長＞

昨年、環境衛生課で今後の公衆浴場に関する研究会が設置され、検討された。今後の銭湯のあり方については、そちらで議論していただければ。

＜宮前委員＞

個人的には行政は営業者ではなく、利用者に補助すべきと思う。

＜土本委員＞

もっと料金を出してもいいという利用者もいる。必要な人に補助するような仕組みであれば。

＜水野会長＞

前回同様１号委員で小委員会を設置し、調査研究を行うことでどうか。

1号委員による小委員会を開催し、中人・小人の料金も含め検討することで、委員了承

＜事務局＞

今後のスケジュールについて、事務局で資料作成後、12月に小委員会を開催し、そこで検討した結果を年明け開催予定の第2回審議会に諮り、来年2月中を目処に答申いただきたいことを説明

その他

審議会規則第3条に基づき、水野委員が次期会長として選出され、水野会長は、審議会規則第３条第3項により村上委員を会長代理として指名

３　閉会